

令和4年度司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力  
認定考査における新型コロナウイルス感染症等への対応について

令和4年6月17日  
法務省民事局

標記試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

なお、本対応については、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等  
公的機関の今後の対処方針や感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて  
適宜変更することがあります。

1 体調不良の方について

- (1) 新型コロナウイルス感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に  
対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条で定  
める一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症をい  
う。（2）において同じ。）に罹患し、試験当日に入院又は自宅療養  
や宿泊療養を求められている方は、受験することができません。
- (2) 発熱や咳等の症状などから新型コロナウイルス感染症等の罹患が  
疑われる場合は、他の受験者等への影響を考慮し、受験を控えてい  
ただくようお願いいたします。
- (3) (1)及び(2)いずれの場合についても、受験しなかった場合の追試  
験や受験手数料返還等の措置は予定していません。

2 試験場への集合等について

- (1) 試験場への移動に際して、利用される公共交通機関及び試験場周  
辺において多人数が密集する状態を避けるよう配慮してください。
- (2) 試験場入口にサーモグラフィを設置するなど、体温測定を実施す  
る予定ですので、時間に余裕を持って試験場に到着するようお願い  
します。
- (3) 試験場において実施する体温測定の結果、発熱（37.5度以上）  
が認められた方については、試験場の担当者の指示に従い、新型コ  
ロナウイルス抗原検査を受検していただく場合があります。同検査  
で陽性と判定された場合、受験を控えていただくようお願いします。

3 マスクの着用等について

- (1) 試験場内では、飲食時を除き、必ずマスク（飛沫防止効果の高い  
不織布マスク）の着用をお願いします。  
なお、病気等によりマスクを着用することができない場合は、あ  
らかじめ特別措置申出書及び診断書の提出が必要となりますので、  
詳しくは、試験を実施する法務局又は地方法務局の総務課にお問い  
合わせください。  
おって、試験時間中の写真照合の際には、試験監督員の指示によ  
り、マスクを一時的に外していただきます。
- (2) 飛沫感染防止のため、休憩時間や昼食時も含めて試験場内での私

語は慎んでください。

4 手指消毒用アルコール等について

- (1) 試験場に、手指消毒用アルコール等を設置しますので、適宜使用してください。
- (2) 試験時間中、フェイスシールド、手袋、携帯用手指消毒液及びウェットティッシュを使用して差し支えありませんが、これらの使用については、各試験の受験案内記載の注意事項に御留意ください。

5 試験室の配席及び換気について

試験室は、換気のため、試験時間中も含め、適宜、窓やドアなどを開放する予定ですので、室温の高低に対応できる服装を御用意ください。

6 試験終了後の退室について

試験終了後は、密集を避けるため、各試験室ごとに退出時間を調整します。

7 海外から帰国・入国して受験する方について

日本に帰国・入国して試験を受験する方については、防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要がありますので、余裕を持って帰国・入国するようにしてください。

8 その他

受験者全員が安心して受験することができるよう、日頃から感染防止・体調管理に十分努めてください。